

(別添)



厚生労働省発食安0412第2号
平成25年4月12日

食品安全委員会
委員長、熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第3項の規定に基づき、
下記事項に関する同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、
貴委員会の意見を求める。

記

ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の設定。具体的に意見を求める内容は別紙の2のとおり。

(別紙)

ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る輸入条件の設定に関する食品安全基本法第24条第3項に基づく食品健康影響評価について

1 質問の背景及び趣旨

- (1) ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に関する食品健康影響評価の結果については、平成22年2月25日付け府食第138号で「BSEブリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。」と貴職から当職あて通知された。
- (2) その後、昨年12月8日、ブラジルにおいてBSEの初発が判明し、ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について、食品健康影響評価が終了するまでの間、輸入手続を停止した。
- (3) 今般、ブラジル政府からBSE事例の調査結果及び貴委員会の評価以降のBSE対策に係る資料が提出されたので、最新の情報に基づくリスク評価及びこれに基づく管理措置の見直しの検討が必要となっている。
- (4) なお、OIE基準よりも高い水準の措置を維持する場合には科学的な正当性を明確化する必要がある。

2 具体的な質問内容

現行の「輸入手続停止」を解除するに当たっての輸入条件の設定（「全月齢の扁桃及び回腸遠位部（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌及びほほ肉を除く。）、脊髄及び脊柱」の除去を含む。）

注 脊柱については、背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。

3 今後の方針

食品健康影響評価の結果を踏まえて、必要な管理措置の見直しを行う。